

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 4 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第50号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～27 [略]	附 則 1～27 [略] <u>28 県議会の議長、副議長及び議員の平成23年5月1日から平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）第1条第1項に規定する特例選挙期日の前日までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあつては月額756,500円、副議長にあつては月額680,000円、議員にあつては月額654,500円とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。